

# agents-i システム 利用約款

---

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

- 株式会社アクセス（以下、当社という）は、当社が運営するインターネット事業のサービスの一環として、本約款に基づき契約（以下、その契約を「利用契約」、および、当社と利用契約を締結した者を「利用者」といいます）を締結の上、「agents-i（エージェント・アイ）システム」（以下、「本サービス」といいます）を提供します。

### 第2条（通知方法）

- 当社から利用者に対する通知は、本約款に特に定めない限り、「本サービス上の連絡事項」または利用申込書に記載された電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法により行います。
- 前項の通知は、当社から送信された時点で効力を有するものとします。

### 第3条（約款の変更）

- 当社は、本約款を変更することがあります。約款が変更された後の利用契約の内容は、変更後の約款によります。
- 本約款を変更するときは、当社は、利用者に対し、変更する7日前までに、通知します。

## 第2章 本サービス内容

### 第4条（サービス内容）

- 当社は、利用者（従業員等を含む）に、本サービスへのアクセスを提供します。本サービスをご使用いただくために、利用者はインターネットに接続し、必要に応じ接続回線提供者やインターネット・サービス・プロバイダーに利用料を支払います。また、利用者はコンピュータ及びモデム、又はその他アクセスに必要な装置等、インターネットへの接続を行うために必要な設備をすべて用意します。

## 第3章 利用契約の締結

### 第5条(利用契約の締結)

1. 本サービスの利用申込みは、当社指定の申込書に必要事項を記入の上、それを当社に提出することにより行うものとします。
2. 利用契約は、当社からその申込みを承諾する旨の通知が発信された時点で締結されたものとします。
3. 本サービスの提供は、利用契約を締結し、初期設定料が支払われたことを確認次第開始します。

### 第6条(申込みの拒絶)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
  - a. 当社が、申込みに係る本サービスの提供が困難と判断した場合
  - b. 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、申込者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがあるとき
  - c. 申込書の内容に虚偽記載があった場合
  - d. 申込者が日本国内に在住していない場合
  - e. 申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用するおそれがある場合
  - f. 申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認められる場合
  - g. その他、当社が申込みを承諾することを相当でないと認める場合
2. 前項の規定により本サービスの申込みを拒絶した場合は、速やかに申込者へ通知するものとします。

なお、当社は、申込を拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。

### 第7条(契約事項の変更の届出)

1. 利用者は、申込書記載事項に変更があった場合、所定の様式により速やかに当社に対して届け出るものとします。
2. 利用者である法人が合併した場合に、合併後存続する法人もしくは合併により新設された法人は、当社に対し、合併の日から14日以内に当社所定の書類を届け出るものとします。

3. 当社は、前2項の変更の届出が遅れたことにより利用者ないし第三者が被った如何なる損害についても責任を負わないものとし、同届出が遅れたことにより当社からの通知が不着・延着した場合でも通常到達すべき時期に到達したと見なすことができます。
4. 当社は、利用者について次の事情が生じた場合は、利用者の同一性及び継続性が認められる場合に限り、第2項及び第3項を準用します。
  - a. 利用者である個人から法人への変更
  - b. 利用者である法人の業務の分割による新たな法人への変更
  - c. 利用者である法人の業務の譲渡による別法人への変更
  - d. 利用者である任意団体の代表者の変更
  - e. その他前各号に類する変更

## 第8条（相続）

1. 利用者であった個人が死亡した場合、利用契約は終了するものとします。但し、相続の開始から14日以内にその相続人が当社所定の書類を届け出た場合、当該相続人は、利用契約上の地位を承継できるものとします。
2. 相続人が複数いる場合には、遺産分割協議等により、利用契約上の地位を承継する者は1人に限るものとし、前項の申出も当該1人の相続人がなすものとします。

## 第9条（権利の譲渡）

1. 利用者は、本約款に基づいて締結される利用契約上の地位ないし権利を第三者に譲渡、貸与、担保提供等することはできません。但し、利用者は、自己の責任において本サービスを従業員等の特定の者に使用させることはできます。

# 第4章 利用者の責務

## 第10条(アカウントの管理)

1. 利用者は本サービスの利用に関するユーザーID・パスワードを、当社の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければなりません。
2. 利用者が本サービスを従業員等の特定の者に使用させる場合には、自己の責任において、当該従業員等にユーザーID・パスワードを管理等させるものとします。

## 第11条(データの保管)

1. 利用者がサーバー上にアップロードしたデータファイル（顧客画像ファイル、契約データ用および顧客用保存ファイル）は、必ず自己の責任においてオリジナルデータの保管をしてください。騒擾・有事等その他不測の事態においてサーバーを復旧させる際、完全に復元させることができない可能性があります。

## 第 12 条（料金の支払）

1. 利用者は、第 5 章に規定する料金等を同章に規定する時期・方法にて遅滞することなく当社に払わなければなりません。

## 第 13 条(禁止事項)

1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
  - a. 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
  - b. 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
  - c. アダルト、児童ポルノ又は児童虐待に当たる画像、文書等を保管する行為
  - d. 当社の管理するサーバー設備などに不正にアクセスする行為
  - e. 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、また社会的に許されないような行為
  - f. 自己の受け得る本サービスを不特定多数に使用させる行為
  - g. 公序良俗に反する行為及びそのおそれのある行為
  - h. 法令に違反する行為
  - i. その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為

## 第 14 条（損害賠償）

1. 利用者が本約款に違反する行為をなし、当社に損害を与えた場合、利用者は、当社に対し、その損害を賠償しなければなりません。

# 第 5 章 料金等

## 第 15 条(料金)

1. 本サービスの利用料金額は、別紙に定めるとおりとします。
2. 利用者が当社に支払うべき金員は、利用料金の他、当該料金支払に対して課される消費税相当額を加算した額とします。

## 第 16 条(支払方法及び期限)

1. 毎月の利用料は前払いとし、利用者は当該月の料金を前月の 27 日までに F-NET 代金回収サービス（料金自動払込サービス）利用による口座振替により支払うものとし、但し、F-NET 代金回収サービスが利用できるのは申し込み月の翌々月からとなるため、利用開始から 2 ヶ月分については、指定の口座への振り込みにより支払うものとし、振込手数料は利用者の負担とします。

## 第 17 条（遅延損害金）

1. 利用者は、料金等の支払を遅延した場合、年率 14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

# 第 6 章 通信の秘密、情報の取扱い

## 第 18 条(通信の秘密及び情報の保護)

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信に関する情報その他の個人情報を、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ保存します。
2. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から、本サービスの提供に伴い取り扱う通信に関する情報その他の個人情報の提供を求められた場合には、これに応じるものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に伴い生成されたデータベースファイルについて、サーバーの不具合等の緊急時に備えた保存目的以外での利用をしません。ただし、当該利用者によって保存データの開示及び譲渡を求められた場合はその限りではありません。

# 第 7 章 本サービスの提供の中止等

## 第 19 条(提供の中止)

1. 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。
  - a. 当社の電気通信設備の保守または工事等のためやむを得ない場合
  - b. 電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災その他の非常事態が発生し、若しくはその恐れがあるため、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要がある場合
  - c. 第一種電気通信事業者等が、電気通信サービスを中止した場合

2. 当社は、本サービスを中止するときには、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由及び期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第 1 項に基づき本サービスの提供を中止した場合に利用者が被った損害について賠償の責任を負いません。

## 第 20 条（情報の削除等）

1. 当社は、利用者による本サービスの利用が第 12 条に規定する禁止事項に該当すると当社が認めた場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上、不相当と当社が判断した場合は、当該利用者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせる場合があります。
  - a. 第 12 条に規定する禁止事項に該当する行為を止めるよう要求
  - b. 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求
  - c. 本サービスを利用して当社所有のサーバ上に置かれた情報を削除するよう要求
  - d. 事前に通知することなく、利用者が本サービスを通じてインターネット上に掲載した情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置くこと
  - e. 第 20 条に基づき本サービスの利用を停止
  - f. 第 21 条に基づき利用契約を解除

## 第 21 条（提供の停止）

1. 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、当該利用者に対する本サービスの全部ないし一部の提供を一時停止することがあります。
  - a. 利用者が料金の支払いを遅滞した場合
  - b. 利用者が第 12 条に規定する禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合
  - c. 当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又はその恐れがある等当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合
  - d. 利用者が申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
2. 当社は、本サービスを中止するときには、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由及び期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

# 第 8 章 利用契約の終了

## 第 22 条（利用契約の解除）

1. 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、利用契約を解除することができます

- a. 第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合
- b. 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けたとき、破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生等の申立があったとき
- c. 手形、小切手を不渡りにする等支払を停止したとき
- d. その他本約款に違反した場合

## 第 23 条（契約期間）

1. 利用契約の契約期間は、本サービス開始日から 1 年を経過した月の末日までとします。但し、契約終了日の 1 カ月前までに当事者の一方から書面による解約の意思表示がされない限り、利用契約は更に 1 年延長されるものとし、以後も同様とします。

## 第 24 条（契約終了時の措置）

1. 利用契約が終了した場合、当社は、終了後 14 日経過した時点で当社所有サーバー内に記録されている当該利用者に関わる一切のデータを削除します。

# 第 9 章 損害賠償等

## 第 25 条（損害賠償の制限）

1. 当社の責に帰すべき事由により、利用者が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社が当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続した場合に限り、1 カ月の基本料金の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、利用者の請求により利用者に現実発生した損害の賠償に応じます。但し、当社が支払うべき損害額が 1 万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長をもって費用の返却に代えさせていただきます。
2. 第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して利用者が利用不能となった場合、利用不能となった利用者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。

## 第 26 条（免責）

1. 当社は、この約款で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、当社が当該利用者から受領した金額の範囲内でのみ賠償の請求に応ずるものとします。

2. 当社は、利用者に割り当てられたサーバー領域内における事象に起因して発生した第三者との紛争に関する責任を一切負いません。

## 第 10 章 雑則

### 第 27 条 (準拠法)

1. 本約款及び利用契約は、日本の法律に従って作成したものと見なされ、また、日本の法律に従って解釈されるものとします。

### 第 28 条 (紛争の解決)

1. 本約款に基づく利用契約について紛争、疑義、あるいは取決められていない事項が発生したときは、当社および利用者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。
2. 本約款に基づく利用契約に関する訴訟については、当社本店所在地（北海道札幌市）を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

## 附 則

### 第 1 条 (適用開始)

この約款は、平成 18 年 8 月 1 日より適用されます。

追加・・・第 11 条 (データのバックアップ) 平成 20 年 12 月 1 日